



島根県報

平成23年8月31日（水）

号外 第 157 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

（農 業 経 営 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第67号）

1 規則の概要

検査を行う職員の身分を示す証明書を定めることとした。（第3条・別記様式第1号関係）

2 施行期日

平成23年9月1日から施行することとした。

規**則**

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第67号

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農業共済組合等検査規則（平成21年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「の証票」を「に規定する職員の身分を示す証明書」に改め、「いう。）」の次に「として、別記様式第1号」を加え、同条第3項中「別記様式」を「別記様式第2号」に改める。

別記様式を別記様式第2号とし、附則の次に次の1様式を加える。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

(表面)

		第 号
<u>身 分 証 明 書</u>		
島根県職員		写真貼付
職名	氏名	
年 月 日生		
上記の者は、農業災害補償法第142条の2から第142条の4までの規定による 検査の職務に従事する者であることを証明する。		
年 月 日		有効期間
	島根県知事	年 月 日から
	印	年 月 日まで

(裏面)

注 意

- 1 本証は、農業共済組合及び共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）の検査に際し必ず携帯すること。
- 2 本証は、検査を受ける組合等から請求があったときは提示すること。
- 3 本証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。
- 4 検査員がその職を退いたときは、直ちに本証を返還すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県農業共済組合等検査規則第3条第2項の規定により交付された証票は、この規則による改正後の島根県農業共済組合等検査規則第3条第2項の規定により交付された職員の身分を示す証明書とみなす。